

会 議 記 録

会議名称	令和5年度第2回杉並区子どもの権利擁護に関する審議会	
日時	令和5年9月28日(木) 18時30分～20時38分	
場所	杉並区役所 中棟6階 第4会議室	
出席者	委員名	高木委員、谷村委員、田村委員、増田委員、向井委員、曾山委員、板垣委員、佐野委員、横田委員、岡野委員、横山委員、若松委員、野村委員、新藤委員
	事務局	子ども家庭部長、子ども家庭部子ども政策担当課長、子ども家庭部地域子育て支援課長、子ども家庭部子ども家庭支援課長、子ども家庭部保育課長、子ども家庭部保育施設担当課長、子ども家庭部児童青少年課長、子ども家庭部学童クラブ整備担当課長、保健福祉部障害者施策課長、杉並保健所保健サービス課長、教育委員会事務局庶務課長、教育委員会事務局済美教育センター教育相談担当課長
傍聴者数	19名	

<p>配付資料</p>	<p>資料 1 杉並区子どもの権利擁護に関する審議会委員名簿及び席次表</p> <p>資料 2 杉並区子どもの権利擁護に関する審議会事務局名簿</p> <p>資料 3 杉並区子どもの権利擁護に関する審議会運営の確認</p> <p>資料 4 杉並区基礎資料（追加）</p> <p>資料 5 こどもの権利条例のかたち（野村会長提出資料）</p> <p>資料 6 こども基本法説明資料</p> <p>資料 7 都内自治体（東京都を含む）が制定した子どもの権利に関する総合条例構成一覧</p> <p>7－参考資料 1 目黒区子ども条例</p> <p>7－参考資料 2 豊島区子どもの権利に関する条例</p> <p>7－参考資料 3 小金井市子どもの権利に関する条例</p> <p>7－参考資料 4 世田谷区子ども条例</p> <p>7－参考資料 5 西東京市子ども条例</p> <p>7－参考資料 6 江戸川区子どもの権利条例</p> <p>7－参考資料 7 中野区子どもの権利に関する条例</p> <p>7－参考資料 8 武蔵野市子どもの権利条例</p> <p>7－参考資料 9 東京都こども基本条例</p> <p>資料 8 子どもからの意見聴取の取組・内容について</p> <p>8－参考資料 1 杉並区ホームページ「高円寺学園意見交換会」（5年7月20日）</p> <p>8－参考資料 2 高円寺学園中等部意見交換会（個人・グループ）の考え</p> <p>8－参考資料 3 意見交換会後の生徒の振り返り</p> <p>8－参考資料 4 中高生世代で語ってみよう！ワークショップ「コロナ禍と子どもの権利」実施報告書</p> <p>8－参考資料 5 杉並区子どもワークショップ「子どもの権利を知って一緒に考えよう！」チラシ</p>
<p>会議次第</p>	<p>1 開会</p> <p>2 審議会運営の確認（事務局紹介等）</p> <p>3 議題及び報告事項等</p> <p>（1）検討用基礎資料（追加）について</p> <p>（2）条例のかたちについて</p> <p>（3）子どもからの意見聴取の取組・内容について</p> <p>4 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の進め方について ・第3回開催候補日
<p>野村会長</p>	<p>皆さん、こんばんは。あと2名の方が遅れて来られるという連絡を頂いています。定刻になりましたので、第2回杉並区子どもの権利擁護に関する審議会を開催したいと思います。</p> <p>9月28日は、ちょうど10年前にいじめ防止対策推進法が施行された日かと思います。その問題に結構関わっていたので、10年もたったという感じはあまりしないのですけれども、いじめ防止対策推進法前後から、いじめ重大事態のときの前はそれなりですけれども、第三者委員会</p>

	<p>にはいろいろな形で関わっておりまして。この 10 年間の間にどれだけ進んだのかというのは、評価によってはなかなか難しい部分もあると思いますけれども、子どもたちの権利侵害の非常に大きな部分でもありますので、これからも注視していければと思っています。</p> <p>ちょうど昨日「クローズアップ現代」でもやっておりましたが、子どもの権利が守られ、あるいは促進できるように、この審議会でも議論を尽くしていければと思います。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>それでは最初に、資料の確認を事務局からお願いできればと思います。そのほか、定足数など、会議運営に関する事柄の確認についてもよろしく願いいたします。</p>
<p>子ども政策担当課長</p>	<p>皆様、本日もよろしく願いいたします。事務局の浅川です。</p> <p>それでは、次第に基づきまして次第の 2、「審議会運営の確認」でございます。</p> <p>まず、定足数から確認させていただきます。定足数につきましては、条例第 5 条第 2 項によりまして、委員の半数以上の出席で成立となっております。先ほど会長からお話ありましたとおり、2 名の方が遅れて参加をするというご連絡を頂いていますが、本日は委員の半分以上の方が出席されておりますので、有効に成立することをご報告させていただきます。</p> <p>続きまして、資料の確認をさせていただきます。</p> <p>今日は資料が多くなってございまして、順にご説明をさせていただきますので、あるかないかも含めてご確認をお願いいたします。</p> <p>まず、資料 1、審議会の委員名簿、裏面に席次表がついております。</p> <p>続きまして、資料 2 として、事務局の名簿。本日より事務局の職員が追加となっておりますので、後ほどご紹介させていただきます。</p> <p>資料 3 といたしまして、審議会運営の確認。これも後ほど前回ご確認を頂きました撮影ですとか、その他、電子機器の使用についてお諮りさせていただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>資料 4 「杉並区基礎資料」の追加データでございます。</p> <p>資料 5 が「こどもの権利条例のかたち」ということで、会長からご説明を頂く資料になっております。</p> <p>資料 5 の説明の折に併せて使います資料 6 「こども基本法説明資料」。</p> <p>資料 7 「都内自治体（東京都を含む）が制定した子どもの権利に関する総合条例」の一覧、この資料 7 にはその後ろに参考資料の 1 から 9 番まで、それぞれ既に制定されている自治体の条例を印刷したものがついております。これは制定の早い順に並んでおりますので、念のためお知らせさせていただきます。</p> <p>続きまして、資料 8、カラー刷りになっておりますが、「子どもからの意見聴取の取組・内容について」、これはホチキス留めで 2 枚になっております。</p> <p>こちらもその下に資料 8 の参考資料ということで 5 つついております。</p> <p>以上でございますが、何か不足はございますか。大丈夫でしょうか。</p> <p>あともう 1 つ、カラー刷りの黄色いチラシが 2 枚あります。これは最後に所管からご説明させていただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>続きまして、先ほどの資料 2 でございました事務局職員の追加でございます。第 1 回会議において、必要に応じて事務局職員に説明員が入ることとはお知らせしたところではありますけれども、今回以降、常</p>

	<p>時出席するということで、教育委員会より渡邊庶務課長事務取扱 教育委員会事務局参事、鈴木済美教育センター教育相談担当課長、2名が出席されます。鈴木課長は今所用で、庁内にはいるのですけれども、遅れておりますので、渡邊参事、自己紹介をお願いします。</p>
教育委員会事務局庶務課長	<p>皆さん、こんばんは。今ご紹介いただきました、教育委員会庶務課長をしております渡邊でございます。今回から子どもの権利擁護に関する審議会の事務局ということで、教育委員会を代表して入ります。鈴木課長は遅れておりますけれども、皆さん、どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
子ども政策担当課長	<p>続きます、会議録作成のための録音でございます。前回もお知らせをさせていただきましたが、会議録作成のために本日も録音をさせていただいております。後ほど書面で発言等々を皆様にもご確認を頂ければと思いますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>なお、第1回目の会議録につきましては既にホームページで公表しておりますので、念のため申し添えます。</p> <p>続きます、審議会の運営の確認でございます。資料3を御覧いただければと思うのですけれども、前回の会議におきまして、撮影や、電子機器の使用について、どういう取扱いにしましょうかということでご議論いただいたところなのですが、審議会での議論に集中したいということですか、動画の撮影は一部を切り取られてしまうおそれがあるため、撮影については静止画のみとし、会場内で電子機器の使用を希望される場合には受付のときにお申出いただき、会の冒頭に、皆様方にご確認いただくことといたします。本日は4件、電子機器の使用の申請が出ておりますので、取扱いについてご確認をいただければと思いますが、許可するというところでよろしいでしょうか。会長、いかがでしょうか。</p>
野村会長	<p>パソコンですね。</p>
子ども政策担当課長	<p>そうですね。パソコン、スマートフォンということです。</p>
野村会長	<p>録音はどうなったのですか。</p>
子ども政策担当課長	<p>録音は前回の会議でご遠慮いただくこととなりました。</p>
野村会長	<p>電子機器の使用というと、いろいろ含まれると思いますが。</p>
子ども政策担当課長	<p>パソコン、スマートフォンの使用でございます。失礼いたしました。ということで、いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。</p>
野村会長	<p>はい。</p>
子ども政策担当課長	<p>では、こちらのほうは使用可とさせていただければと思います。次第の2、確認事項につきましては以上でございます。</p>
野村会長	<p>それでは、会議に入っていきたいと思いますが、2時間を超えない形で会議をうまく進行できればと思っております。</p> <p>前回、第1回目の会議でいろいろなことを議論させていただいたように思いますけれども、冒頭、区長から条例を念頭にというお話がありましたけれども、この会議の中でももう少し踏み込んで、条例制定を進めていく形で議論をしていくということで皆様の合意を得られたと考えております。</p> <p>併せて、子どもたちから意見を聞くことがとても大事だということで、ただ、ここの審議会に合わせて子どもたちからの意見を聞くということではあまりにも大人の都合に合わせることになるので、子どもたち</p>

	<p>の参加であるとか、意見を活発に言えるような仕組みを整えていきながら、そこここの審議会がリンクしていく形で子どもたちの意見を聞ければいいなという話をさせていただいたと思います。</p> <p>今日、事務局から子どものワークショップの提案が後であると思えますけれども、前回の議論の中で確認されたことはそのようなことであったと思いますが、よろしかったでしょうか。</p> <p>では、第1回会議の振返りを1つの前提にして、今日の会議に入っていきたいと思えます。</p> <p>次第に従いまして、まず、「検討用基礎資料（追加）について」ということで、ご説明を頂ければと思います。</p>
<p>子ども政策担当課長</p>	<p>それでは、検討用基礎資料追加分についてご報告させていただきます。資料4「杉並区基礎資料（審議に関する基礎データ・追加）」を御覧頂ければと思います。</p> <p>前回、杉並区の現状が一定程度まとめて分かる基礎データとして皆様方にご配付させていただいた基礎資料について、区における教育関係のデータ、例えばいじめですとか、不登校に関するものがあればということで、前回ご要望がございましたので今回追加資料としてご用意いたしました。</p> <p>内容について済美教育センターの鈴木課長から、ご説明することになっておりますが、所用により遅れておりますので、後ほど到着次第、改めてご説明させていただきたいと思えます。よろしくお願いたします。</p>
<p>野村会長</p>	<p>それでは、次に「条例のかたち」ということで、僭越ながら私が説明をすることになっておりますので、お話をさせていただければと思います。</p> <p>条例を前提に議論を進めていくということで、資料5「子どもの権利条例のかたち」についてお話をさせていただければと思います。</p> <p>はじめに、「前回お話をさせていただいたこと」として、こども基本法の制定です。</p> <p>ちなみに、今日、私の資料の後に事務局で用意していただいたものがあります。こども基本法の説明資料ということで、若干解説なども書かれていると思えます。</p> <p>こども基本法ができる前提として、「こどもまんなか社会」ということが言われていて、それは子どもが「権利の主体であることを社会全体で認識すること」、そして、「子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を後押しする、そんな社会である」ということで始まったと認識しているというお話をしたかと思えます。</p> <p>「立法事実」と我々の世界では言えますけれども、何が重要な事実としてこの法律ができたのかという中で、かつて国連・子どもの権利委員会から様々指摘されている事柄の中で、子どもの権利に関する包括的な法律がないではないかということに答えることもそこに含まれているということです。ただ、いろいろな議論を聞いていくと、少子化というのがものすごく大きなテーマになっていることは分かりますけれども、ただ、立法事実としてこんなことが含まれているということでした。</p> <p>こども基本法が成立して、この秋、間もなくだと思えますが、国から「こども大綱」が発表されると思えます。それが出来上がると一安心だなみたいな雰囲気がなきにしもあらずだし、自治体が国のこども大綱ができるのを待っている感はありますけれども、これからが重要なのだろ</p>

うと思っています。

日本の子ども施策のほとんど9割方が法律を根拠につくられています。ところが、その9割方が実は市区町村に権限がある仕組みになっているということです。なので、国はこども家庭庁をつくって、様々な法律をこども家庭庁が所管をする形になりました。こども家庭庁が所管している法律というのは、法律ごとにいろいろなものが決められているのだけれども、実際に権限を持ってそれを総合的に実施するのは自治体、市区町村であるということになります。そうすると、市区町村が総合的に行政を行うために何が必要なかがとても大事で、それが実は子どもの権利条例に当たりますという話を前回させていただいたように思います。つまり、国の法律だけでは十分ではなくて、この条例をつくって、子ども施策を総合的に推進していくことがとても大事だというお話をしました。

これ（スライド4～8ページ）は、子どもたちを前に条例の説明をするときに使うものですが、そもそもこの条例って何だろうということなのです。条例というのは、区が決めた「決まり」なのだ。「『決まり』と聞いて、がっかりかな？」と、子どもたちにそんな話をします。「周りにある『決まり』ってどんなのがある？」と子どもたちに聞くと、子どもたちからまず必ず出てくるのは、「廊下を走ってはいけません」、家では「ゲームは何時までにやめなければいけません」という、「してはいけない」という話がいっぱい出てくるのです。「決まり」は「してはいけない」ことばかりだろうという話をした上で、ただし、子どもの権利条例は「決まり」なのだけれども、市や区が子どもに約束したものなのだということを伝えます。

「でも、何を約束しているの？」ということで説明させていただくのが、子どもが真ん中において、この条例をつくることで子どもにやさしいまちをつくっていく、これが条例なのです。なので、条例というと「決まり」であるから「してはいけない」ことをイメージするかもしれないけれども、むしろ市区町村が約束をする、そして、子どもにやさしいまちをつくっていくことが条例なのですという説明をさせていただいています。

ちなみに、この「子どもにやさしい」というのはある意味キーワードだと思うのですが、子どもの権利を面で保障するというのです。これは、ユニセフが子どもの権利条約を推進していくに当たって、「子どもにやさしい」ということをキーワードにしていろいろな活動をしています。その意味では、どこでも聞きそうな言葉だけれども、とても大事な単語だということになります。

その条例はどんなことを規定するのかということですが、こども基本法下で求められているのは、1つは、子どもの権利について共通の認識を持つこと。子どもの権利という言葉は、私も含めてみんな知ってはいる。子どもたちも知ってはいる。でも、子どもの権利とは何かというのは、実は我々は習っていなかったりしますよね。少なくとも私の年代の人は誰も習ってはいない。恐らく先生方もそれぞれ学んでいるかもしれませんが、先生の養成課程の中で子どもの権利についてそんなたくさん時間を使って学んだわけではない。あるいは、裁判官も子どもの権利とか言うけれども、子どもの権利について勉強している人はあまりいなかったりするのですよね。その意味では共通認識を持つことがとても大事だろうと。それは条例が手がかりになる。

その上で、大人の役割であるとか、子どもの権利を保障する子ども施策の実施を図り、検証を行うという仕組み。それから、子どもが参加する仕組み。子どもの声を代弁して、相談に答えて救済をし、さらに子どもの声に基づいて子どもの権利を保障する救済の仕組みを整えていく。その意味では条例がとても重要で、条例なくしてはなかなかできないものでもあろうかと思えます。

条例の形としては、自治体の中でいろいろな形で定められていますけれども、大きく分けて総合条例、理念条例、救済条例。この救済条例というのは、川西市などが子どもの人権オンブズパーソン条例というのをつくっていて、救済に焦点を当てたものですが、今ここで見ておく必要があるのは総合条例、それから理念条例ということになるかと思えます。

理念条例というのは、具体的な仕組みはあまり定めずに、理念のみを定めているものを理念条例といい、総合条例というのは、理念とともに具体的な仕組みを定めているものと考えられます。

こども基本法下では、特に市区町村では理念条例をつくる意味合いは薄いかなと思っています。こども基本法で理念を定め、結構踏み込んで書いてあるところもあります。そして、東京都がこども基本条例という理念条例をつくっていて、その上でさらに市区町村で理念条例を作ることの意味はどこにあるかという、あまり意味を私は感じない。むしろ今言ったような仕組みを整えていくための根拠法にするという意味では、総合条例を考えたほうがよいのではないかと思っています。

ちなみに、東京都のこども基本条例は、基本理念があり、子どもの権利というの若干書いてあって、「こどもにやさしい東京の実現」をしますということです。そして、いろいろなことが書かれているのですが、中には「図るものとする」と、東京都に義務づけている規定が実はちょこちょこあって、今東京都で推進しているものというのは、この「図るものとする」というところを重点的に東京都は施策として展開しています。

例えば子どもの意見の尊重、これも今取り組もうとしていますね。それから、参加ですね。あるいは広報・啓発の推進をするものとするというので、この部分については、かなり東京都は熱心に今やったりしています。

ちなみに、「施策に反映されるよう」というところは、特に市区町村と連携してというのが結構あったりして、東京都は市区町村に対して、子どもの権利に関するものをやるときに補助金を出しています。それに乗っかっているところや、理念条例であっても、結構義務づける場所があって、それがうまく機能しているところがあります。

あるいは、「推進するため、必要な体制を整備するものとする」と書いてありますが、東京都はこの条例ができた後、六十人余の人事異動をやって、子供政策連携室というのをつくっています。あと財政措置、そういう意味では、これは努めるものですが、理念条例の中にも義務づける規定があって、それなりに機能を果たしているところがあるように思います。そういうことを考えると、理念条例で済ませる必要はなくて、むしろ総合条例を検討していくというのがいいのではないかと思っています。

事務局で用意していただいた資料がたくさんあって、1つは資料7で

すね。目次を一覧にしたものがあつたり、あるいは資料7の別添として、東京都内の子ども条例、あるいは子どもの権利条例の条文の全文が載っているものを用意していただいています。

こうやってみると、随分自治体によっていろいろだなと思います。私に関わった中でも、結局、出来上がりはいろいろです。なので、こうならなければいけないというスタートの段階ではなくて、いろいろと中の工夫はできるかなと思っています。ただ、こども基本法施行後の今この時点で作るのであれば、せっかくだから全国のスタンダードになるようなものをつくれるといいかなと思っています。「杉並区を見ればオーケーじゃない？」というものができるといいなと思ったりもしています。

例えば、愛知県の豊田市ですね。割とすっきりした条例で、こんな目次立てになっています（スライド16ページ）。資料の中の西東京市の子ども条例は結構特徴的です。子どもの権利についてはあまり書いてなくて、むしろ子どもを支援する人を支援するという条例になっていて、こういうのも1つの形かなと思ったりもしています。子どもの相談・救済というのがあって、昨年3月、私はここの権利擁護委員をやったりもしていました。

子どもの権利をどう規定するのかということですが、これも結構工夫があります。割と多くのところで簡単に済ませていて、東京都も結構簡単に済ませています。子どもの権利条約のいわゆる4つの権利を挙げて、「こどもの権利」という、それだけにとどめたりしていますが、西東京市は子どもの権利についてはあまり書いていないというお話をしました。割と多くのものは何々の権利と書いてあって、子どもは何々のために次のことが保障されます、何々すること、何々することというので、ここ（スライド17ページ）に川崎市の条文を挙げておきましたけれども、川崎市がこれをやったので、ほかの自治体がこれを取り入れていているというところがあります。

ちなみに、川崎市の条例づくりには、私は条例の策定委員として、ここのところに関わっています。多分、誰も言っていないと思いますけれども、当初は子どもの権利についての規定は要らないのではないかと考えていました。つまり、条約の中に権利がちゃんと書かれているので、それをあえて権利と書くのは難しいことだし、書くことによって何か重要なものが抜け落ちたりしてしまうので、権利の規定はなくてもいいのではないかという意見が結構大勢を占めていました。

だけれども、その審議会の中で子ども委員というのがいて、当時、結構大がかりな委員会をつくったのですけれども、大人と同じ数だけ子ども委員が必要だということで、子どもが同じ数だけいて、条例の審議をしていました。ただ、条例の審議が長くなっていくと、子どもたちが卒業したり、需要が変わったりするので、入れ代わりが結構多くて、いろいろな子どもが入ってくるような形になっていって、それなりに活発に議論をしていました。その議論の中で聞いてみると、自分たちのよりどころになる条文があつてほしいと子どもたちが言ったのですよね。そういう議論をしていました。

なので、確かに条約に権利が書かれているので、条例には書かなくていいやという選択もあるかもしれないけれども、当の子どもたちは自分のよりどころになる権利の規定があつたほうがいいと思っているということで、今の川崎市の子どもたちがどういうものを必要としているの

かを一生懸命聞き取ってつくったのがこういうスタイルでした。

川崎市は7つの権利（安心して生きる権利、ありのままの自分でいる権利、自分を守り守られる権利、自分を豊かにし力づけられる権利、自分で決める権利、参加する権利、個別の必要に応じて支援を受ける権利）でしたか、挙がっていると思います。ただ、7つを並べると絶対何かが抜け落ちるので、例えば「安心して生きる権利」ということであれば、この「安心して生きる権利」を保障するためにはこういうことが必要ですというものを並べていって、権利条例のかたちをつくっていったことを覚えています。

いずれにせよ、どういう権利を、幾つ、どのような体系で仕立てるか。それは子どもたちから意見を聞くなどしながら考えていく必要があるかなと思ったりしています。

それから、子どもの現場での権利保障。多くは、家庭での権利保障とか、育ち学ぶ施設の権利保障、地域での権利保障というのが多いように思います。

それから、子ども施策と子どもの権利保障ということで、ここも自治体によって結構特色があって、重点施策を挙げているのが多いように思います。例えばいじめだとか、最近では貧困だとかが挙がっていて、それを重点施策に挙げている。さらに、その重点施策だけではなくて、その施策を推進して検証する仕組みをここで位置づけるということがあります。それから、施策への子ども参加、それともう1つは、子どもからの相談と救済の仕組み、こういうものを挙げているのが多いように思います。

それらを図にしたのがこれ（スライド19ページ）なのですがけれども、条例をつくって子どもの権利を保障していきましょう。その際に、これは自治体で、資料では市と書きましたが、市長だったり、区長だったり、首長ですね。これはたくさんあるので、教育委員会などという意味です。そして、子どもがいる現場、育ち学ぶ施設、家庭、地域というのがある、それが現場として子どもの権利を保障すると同時に、この自治体は推進体制を整えて子ども計画をつくり、総合的にこれを推進していく。そして、子どもの意見を反映し、参加するという仕組みを整えて、そして、これを回していくということになります。

この回していくというのは、いわゆるPDCAサイクルとよく言われますけれども、計画をつくって、それがちゃんと届いているかを検証して、またここにフィードバックをさせていくことが必要で、自治体によっては、いわゆる第三者機関でそれをチェックしていく仕組みを設けているところもあれば、やや内部的にやっているところもあります。

例えば川崎市、中野区、豊島区は子どもの権利委員会というのをつくってやったりもしています。ただ、一方で、例えば豊島区は青少年問題協議会でこの全体の進行管理をやっていたりもするので、内部的にやるのか、そういう第三者委員会を設けてやるのかというのはいろいろな選択があるかと思えます。

それともう1つは、子どもからの相談・救済いわゆる子どもオンブズパーソンとか、オンブズマンと言われるもので、権利侵害がないかということをつつも考え、子どもからの相談を受けて、それを解決するとともに、1人の子どもから受ける相談というのは全体に関わることがあるので、そこから制度改善として促していくという仕組みを設けていくという、これが多分、総合条例のフルスペックかなと思っています。

	<p>このような仕組みといっても、条文にしていくと、結構それぞれバリエーションが生じてくるので、ここでいろいろ皆さんと議論をしながら、あるいは子どもの意見も聞きながら、条例の形を具体的に定めていければいいなと思ったりもしています。</p> <p>以上が条例の形のお話です。ご静聴ありがとうございました。</p> <p>ということで、私の話というか、話題提供、情報提供は以上ですけれども、まずは質問でも構いませんが、質疑応答、あるいはご意見を頂ければと思います。いかがでしょうか。</p>
佐野委員	<p>詳しい説明、ありがとうございました。どこまで詳しく書くかというのはすごく重要なところだと思うのですが、一度つくってしまった条例というのは、付け加えたり、修正したりできるものなのでしょうか。その辺りを教えてください。</p>
野村会長	<p>もちろん条例なので、議会でする。例えば小金井市の条例には、子どもの権利とか、幾つかのものが書いてあったけれども、救済機関のところは理念的なものにとどまっていたのです。それが制定されて3年後だと思いますが、子どものオンブズパーソン設置条例を別につくって、それを基につくっていくことをしていますので、具体的な仕組みを別の条例でセットしていくこともあれば、条例改正をして、そこをセットしていくこともあるかなと思います。いずれせよ、区民の合意であったり、議会の合意であったり、あるいは子どもたちとの意見交換の中でそれは発展的にできるかなと。</p> <p>一方で、条例をつくるということの意味は、単なる政策によって左右されないということだと思うのです。要は、このときやろうかなと思ってやったけれども、あるとき急にやめるということにはならない。条例をつくった以上は、それはやりますということなので、そういう意義は逆にあります。</p> <p>ただ、改正を伴うので、何か付け加えるというのは、それは手続だとか、いろいろありますけれども、それは決してないわけではなくて、小金井市とか、世田谷区でもそうだったと思うのですが、条例の改正を行ってよりよいものにしていったり、いろいろな仕組みを整えたりという例は幾らでもあるかなと思います。</p> <p>ほかにいかがでしょうか。</p>
向井委員	<p>大変詳しい解説、ありがとうございました。今日頂いた資料、各区、都内の自治体の条例を拝見すると、子どもとはそもそも何ぞやという、何歳から何歳までなのかといった規定が入っていないのですが、それはどのように考えるものなのでしょうか。</p>
野村会長	<p>多くの場合は18歳未満としていると思います。ただ、18歳という年齢を考えたときに、高校生がそこをまたぐのですよね。なので、18歳を超えているけれども、18歳未満と同じように権利保障をする必要があるときには条例の対象になるという規定を設けているところも結構あるように思います。川崎市は多分そうだと思うのですよね。</p> <p>子どもの定義があるところはあります。例えば豊島区は2番目に挙がっていますが、「18歳未満の全ての者及び規則で定める者をいいます」ということで、規則によって少し広げているのかなと思います。小金井市は「18歳未満の市民や市との関わりを持っている人」というので、それ以外の例外規定は設けていないかな。世田谷区は18歳で一応年齢を切っていますね。西東京市は、子どもは「全ての者をいいます」となっていて、第2条のところの「子ども」で、「市内に在住、在勤、在学その</p>

	<p>他市内で活動する 18 歳未満の全ての者をいいます。ただし、これらの者と同等にこの条例が適用されることがふさわしいと認められる者を含みます」という形で、少し広げたりしています。</p> <p>ちなみに、こども基本法はこの年齢で切っていないで、『こども』とは、心身の発達の過程にある者をいう」となっています。これは、政府の説明はいろいろなのですけれども、もともとこども基本法の対象は、子ども・若者育成支援推進法、いわゆる子若法というのがあって、それが「子ども・若者」の「若者」の定義が 39 歳まで、40 歳未満という若者を含む者になっていまして、このこども基本法は若者も含んでいるので、私はそう見ていますが多分 18 歳で切れなかったのだと思います。それで、「心身の発達の過程にある者」ではないかと。「心身の発達の過程にある者」というと、大体若者というところになるかと思いますが。</p> <p>なぜ「こども基本法」の「こども」が平仮名なのかというと、多分若者を含む概念であるということから理解をすると、一番すっきり理解できるかなと思います。この「こども」というのが親しみやすいとか、分かりやすいと言っていて、例えば「児童」というのは児童福祉法では 18 歳未満だし、学校教育法上の児童は小学生を表しているのだから、法律上の定義はいろいろなのです。その意味では、「こども」というのがふさわしいと言っているのだけれども、この平仮名だけの「こども」の表記というのは実はもっと古くて、国民の祝日に関する法律の「こどもの日」の「こども」がこれなのです。なので、平仮名の「こども」というのは最も定義上曖昧なもので、これだけではよく分からないことなのです。</p> <p>だけれども、なぜこの平仮名にしたのかというのは、これは私の解釈ですけれども、子どもと若者を含んだがゆえに、いわゆる漢字の「子」、を使えなかったのでそうしたというふうに理解すると一番ストンとききます。</p> <p>ただ、子若法は、「子ども」は漢字の「子」で、平仮名の「ども」ですが、子供・若者育成支援推進大綱では政府はわざわざ「子供」を全部漢字にしていたのです。法律は漢字の「子」に平仮名の「ども」なのですけれども、つくっている大綱はなぜか漢字にしている。なぜそこまでこだわるかは分かりません。</p> <p>東京都こども基本条例は「こども」の表記にいろいろ議論があるので、全部平仮名にしています。行政的には全部漢字の「子供」です。漢字や平仮名の表記については私の私見が結構入っていますけれども、そんなふうに思っています。</p>
向井委員	ありがとうございます。資料を全くちゃんと読み込んでいなくて、申し訳ありません。ということは、杉並区でも「子ども」とは、表記から子どもの規定を皆さんと一緒に考えていくということも含めて検討していくことになりますね。
野村会長	そうですね。そうだと思います。
向井委員	分かりました。ありがとうございます。
野村会長	ほかにはいかがでしょうか。
田村委員	ご説明ありがとうございます。最後のスライド 19 ページでご紹介いただきました「子ども施策検証機関」ですとか、「子どもの権利相談・救済機関」についてお伺いしたいのですけれども、こういったものはぜひ杉並区においても設置していただきたいなと私個人としては思うので

	<p>す。</p> <p>ほかにこういったものを導入されている市区町村において、どれぐらいの権限をこの辺りの機関が持っているのか。というのは、こういった問題があるので、推進体制やこども計画に問題がありますとこれらの機関が言うだけで終わってしまうのか、計画を変えるべきだという強い権限を持たせられるのかという実態を教えてくださいと思います。</p>
野村会長	<p>いずれにしても、検証機関にせよ、この子どもの相談・救済機関にせよ、強制力を持つてというのは実はあまりなくて、例えば勧告であるとか、意見表明です。ただ、勧告や意見表明が全く意味がないかというところではなくて、同じ方向を向いている者から勧告や意見表明がなされれば、それは尊重しないとイケないと思うのは当然ですよ。なので、勧告や意見表明は決して効力のないものではなくて、むしろ重要なものかなと思っています。</p> <p>ちなみに、去年の10月にアイルランドの子どもオンブズマンに行きましたけれども、アイルランドの子どもオンブズマン法でも勧告にとどまっていて、強制力はないという説明になっています。ただ、そこから意見表明、勧告がなされると、政府がそれは重大なものと考えて改善をしていくことになっていると思います。</p> <p>この検証機関ですけれども、例えば国の法律ごとに計画をつくれと書いてあるでしょう。法律をつくれれば計画をつくるようになっていて、自治体は一生懸命それに従って、子ども施策について何本も計画をつくってきたのですよね。5本も6本も。1本や2本ではないのですよ。しかも、同じ部署がそれをつくるので、みんな疲弊をするわけですね。つくられていることに疑問を持たずに一生懸命つくってきた。</p> <p>それは何故かという、国の法律があって、所管する省庁があって、国の関心事は法律が実現できているかどうかということなのです。法律をつくった以上は、法律がちゃんと実現できていないと国としては困るので、所管官庁を設けてそれを進行管理していくというのは、国の役割としてはとても大事だと思うのです。だけれども、あまり法律ごとの整合性を考えられておらず、法律ごとに多くの計画をつくるので、自治体が振り回されてきたところがあります。</p> <p>ただ、これは地方分権のところ、同じようなものをいっぱいつくってどうするのだと自治体からそういう要望が上がってきて、それを問題にしてきたということがあったのですけれども、こども基本法ではそういう子どもに関連するものは、法律上いろいろ書いてあるけれども、一体としてつくることができるかとわざわざ書いたのです。</p> <p>その意味では、こども計画というのは、例えば杉並区なら杉並区で1本でつくることができる。国は法律がちゃんと実現できているかなというのが関心事だけれども、市区町村はそんなことは別に気にしないでいい立場ですよ。むしろ大事なことは、子どもに届いているかという観点で評価・検証していけばいい。法律がちゃんとできているかというのは、それは国がやっている話で、現場というか、一番区民に近いところの自治体では、子どもにそれが届いているかということの評価すればいいので、その意味では市区町村が検証をちゃんとやるということはものすごく重要だと思うのですけれども、それが実はあまりこれまでできていなかったように思います。</p> <p>ちなみに、私は豊島区の青少年問題協議会の会長をやっていて、そのときに、子ども施策全体の進行管理をやるのだけれども、やっぱり法律</p>

	<p>ごとなのです。例えば配布物を1,000部作り、それを800部配ります、仮にそういうものが法律の要請であると、それが目標値になって、8割超えていけばいいでしょうみたいな検証でした。でも、問題はそれをやったことによって、子どもにどれだけ影響を与えたかなので、その1,000部、800部という事ではなくて、それをやったことによってどういう効果が生じたかという検証の仕方に変えていったのです。今それが完全にできているかという、ちょっと難しいですけども、要は子どもの権利の観点から、あらゆる施策を構成し直すという作業からやりました。その意味では、そういうことが市区町村ではとても重要なので、この子ども施策検証機関というのはとても大事なのかなと思います。</p> <p>それから、子どもの相談・救済機関というのはオンブズマンと言ったりもしていますが、これは国連・子どもの権利委員会では、これを設置することは条約を批准している国の中核的義務の1つであるという言い方をしています。多くの国は国に1個つくっているのですけれども、日本は当初から自治体オンブズマンがつくられていて、これは国際的にも特徴的です。それは非常に評価されていて、例えば韓国は国家人権委員会がありますけれども、今、自治体レベルでもいろいろそろってきていて、その意味では自治体子どもオンブズマンは日本が牽引していったと言ってもいいかもしれません。</p> <p>ただ、数がそんなに多くはないですね。この間の総括所見で33と言っていますが、今は四十幾つぐらいになっていると思います。でも、1,500ぐらいある自治体の中で四十幾つというのは、少ないと言ったら少ないのですけれども、いずれにせよ子どもの意見を聞いて、そしてそれを解決していく。あるいはそれを政策に反映していく。そういう役割を持っているところであるので、確かに強制力はないのだけれども、それを促していくという重要な役割があるので、その意味では、条例に基づいて設置することで子どもの権利保障になっていくという意味合いがあるかなと思います。</p>
田村委員	<p>ありがとうございました。</p>
曾山委員	<p>杉小P協から参りました曾山です。先生のこちらの解説、すごく分かりやすく大変勉強になりました。ありがとうございました。</p> <p>その中でも、質問ではなく意見なのですが、スライド16ページにあります西東京市の子ども条例のところに、「子どもの生活の場における支援と支援者への支援」と書いてあるのは特徴的だとさっきお話をされていたのですが、これはすごくいいことだなと思っております。</p> <p>例えば私は子ども食堂というか、フードパントリーとして、ちょっと生活が苦しくなっている状況の方々に、食材の配布も自分たちのグループでやらせてもらったりしていたのです。そのときに、子ども食堂というのは子どもしか行けないものだと思っていた。赤ちゃんを連れていって、赤ちゃんは子どもではないから食事できないし、自分たちはこの子ども食堂には行けないのだと思っていたという声が多くありました。</p> <p>私がやっているのは、子育てフードパントリーとしてやらせてもらっていたのです。子育て中の保護者が食材を取りに来ていいよという形にさせてもらっていたところ、すごくありがたい。粉ミルクとか、離乳食とか、そういったものまで配ってもらえるとは思っていませんでした。すごく言われて、保護者に対しての支援がちょっと不足しているよ</p>

	<p>うな気持ちになっている保護者が多いのではないかなと思ったところだったのです。</p> <p>また別の方なのですけれども、例えば高校の教育無償化という話もありまして、中学生で公立高校を受験したのだけれども、合格できず、私立のほうに行くことにした。学校の先生からは、高校は無償化だから大丈夫だよ、私立に行ってくださいとお話しされたのだけれども、実は私立のほうだと入学金が何十万、設備費が何十万、そういったところは授業料とは全く関係なく、無償化の恩恵には預かれないというお話もあって、とてもではないけれども、うちは行く高校がないのではないかとというご相談を受けたこともあったのです。</p> <p>そういったことも、例えば都立だと二次募集があるところもあるよとか、もっと事前に私立でかかるお金のことを調べておけば、もしかしたら都立でちょっとレベルを落としてでも、ちゃんと合格できるところに行けるようにしたほかよかったのかとか、考えるきっかけはいろいろあったと思うのです。そういったことも保護者にしっかり情報提供や支援という形で届いていれば、本当に行く高校がないと泣きつかれたことがありましたので、そういうこともなくなるのではないかと思ったというエピソードがありました。なので、この支援者への支援ということをぜひ杉並のほうでも取り入れていただけたらいいなと思ったところです。</p>
野村会長	<p>ありがとうございます。支援者への支援というのは、私も西東京市に関わっていたので非常に重要だなと思っていて、それは親に対する支援もあるのですけれども、例えば地域で活動している人たちへの支援。支援をするにしても、孤立してしまうと、その支援がずっと継続できないということがあったり、あるいはバーンアウトしてしまったりということがありますよね。</p> <p>あと、学校の先生もそうだと思うのです。今、働き方改革の話があって、働き方改革という言葉は先行しているけれども、先生はものすごく忙しくて実際にはそうになっていないところもあるのでそれを支援していく。1つは理念的な問題と、具体的にどうするかというものはもちろんあるのだけれども、支援者を支援していくというのはとても重要なことだなと、当時、関わりながら私も思ったりしていました。</p>
増田委員	<p>お話、ありがとうございました。私も意見ですけれども、今後、杉並区が目指す条例は、理念だけではなく、理念とともにその具体的な仕組みを明記するような総合条例を作成するのが理想的だと思っております。</p> <p>中でもこの審議会は子どもの声を聞くことを目標にしていますので、特に子どもからの相談、申立て、救済の仕組みですとか、子どもが参加する仕組みをできるだけ具体的に明記することが本当に子どもの声を聞くということにつながると思いますし、それを施策に落とし込むことは子どもにやさしいまちづくりの実現にもなるかと思っておりますので、そのところはぜひ入れていただければいいかと思っております。</p>
野村会長	<p>さきほど言いそびれてしまったのですけれども、子どもの相談・救済機関というのは、何か申立てがあって、例えば区なら区、あるいは学校の事柄というのが多いと思うのですけれども、けしからんと言いに行くところでは実はないのですね。</p> <p>例えば区の言い分や、学校の言い分があり、それに対して申立てがあって、救済機関が、けしからんと言いに行くとは何が起るかということ、</p>

	<p>例えば学校や区の子どもが考える子どもの最善の利益、一方で救済機関が考える大人の最善の利益がぶつかり合うだけなのですね。</p> <p>私は今、中野区で子どもオンブズマンをやっている、西東京市で子どもの権利擁護委員をやっていましたし、国立市のスーパーバイザーもやっているのですけれども、そのときにいつも申し上げるのは、子どもたちが学校なら学校でこういうことがあったのだと言いに来た場合には、学校に行くときに、この子はこういうことを考えているのですということをお伝えに行くのですと説明しています。大事なことは子どもたちがどう考えているかということなので、けしからんと言いに行くということはほとんどなくて、実は子どもはこう考えているのですということをお伝えに行く。そうすると、区や学校も子どものためにと思っているわけだから、子どもはこう考えていますということをお基盤に同じ方向を向けるのですね。そういった中で、何がこの子どもにとって大切なことかということをお一緒に考えていくという基盤がつくれる。</p> <p>なので、裁判所のように何かを判定して、公正中立のような形でけしからんという話ではなくて、要は子どもの考えを代弁してそれを伝えるに行く。それを手がかりにして、子どもの最善の利益は何かをお一緒に考えていくということをおこの救済機関がやっている。これはどういうやり方がいいかというのは、実はそれぞれ形ができて以降、みんな迷いながらやっているのです。</p> <p>全国的に交流する場があって、オンブズワークとは何かというのを事例を基に一生懸命考えながら進めたりしています。なので、紆余曲折がないわけではないのだけれども、基本的な理念は、子どもの意見を代弁して、それを伝えるに行くことで調整を行っていく、そういう場であることが、ほかの相談機関とは違うところです。</p> <p>あと、ほかの相談機関は、例えば心理相談もそうだし、教育相談もそうだし、ましてや法律相談もそうなのですけれども、そういう専門的な相談の看板を掲げると、例えば私は弁護士ですけれども、みんな訴えたいと法律事務所に言ってくるわけです。話を聞いてみると、ちっとも訴える話ではない。何で訴えたいと言ってくるのかなと考えると、要は訴えたいと言って相談に行かないと、法律事務所には相手にしてもらえないとどこかしらで思っているからなのですね。</p> <p>言い方を変えると、専門機関というのは、問題として整理して相談に来てくださいというのを看板として発信しているわけです。だけれども、相談する人は実は何の問題だか分からなくて苦しんでいたり、悩んでいたりするので、大事なことは、むしろ苦しいとか、しんどいとか、何か変だなということをお相談に来てもらう。それをオンブズマンならオンブズマンが何の問題なのかを整理していくことがとても大事で、それがこの相談・救済機関の役割なのかなど。その点がほかの相談機関とは違う相談機関の役割なのかなど思っていて、その動き方というのは、さっき言ったオンブズマンなのです。いろいろな経験を考慮しながら、そんなことをこの相談機関では今考えているという、そんな情報提供です。</p> <p>ほかにかがでしょうか。</p>
谷村委員	<p>子どもの意見を聞くという話の中で、これが条例になった場合に、議会等で改正される可能性が今後あると思うのですけれども、その際に、大人たちが勝手に新しい条例を決めないという歯止め規定、条例を変えるときにも子どもの意見を必ず聞くのだということが盛り込まれている事例</p>

	<p>みたいなものはあつたりしますか。ちょっと気になりました。</p>
野村会長	<p>そのような事例はないですけども、ただ、今回できたこども基本法には自治体に対していろいろなことを書いてあって、努力義務が多いのですが、第11条だけは義務づけなのですね。それは、「国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども」等の「意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする」となっていて、ここはこども施策の話ですけども、条例は先ほど申し上げたようにこども施策に大きく関わるので、これを子どもの意見を無視して、あるいは子どもの意見を聞かずに制定するということは、多分この法律の趣旨に反することになると思います。</p>
谷村委員	<p>ありがとうございます。もし杉並でつくる際に、可能なのであればそういう文言が入るとよりいいのかなと思ったりしました。</p>
野村会長	<p>ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。</p>
高木委員	<p>先だって第1回が終わった後、若松さんとちょっとお話ししたんですけども、そもそも子どもたちは自分たちにはどういう権利があるかということを読んでいないのですよね。うちはたまさか里子を預かっているものですから、「子どもの権利ノート」というのを何種類か、本当に小さい子向けのイラストがあつたり、あともう1冊あつて、改めて今回読み直してみたんですけども、僕は当然、学校の授業で小学校からやっているのだと思っていたら、やっていないそうなのですよね。</p> <p>自分がどういう権利があるか分かっていない子どもたちに対して、「僕たちをどうやって守ってくれるの？」という議論がそもそも成り立つのかと思うわけですよ。自分たちに権利があるかどうかまずきちんと知らしめてから議論といいますか、子どもたちにも考えてもらえるような仕組み、せつかく条例をつくるわけですから、そういう作業をぜひやっていただければなと思った次第です。</p>
野村会長	<p>ちなみに西東京市では、子ども条例が出来上がった後に、市の担当部署と教育委員会、統括指導主事の方が、「条例はできたはいいけれども、これを子どもたちが知らなかったら意味がないではないですか」と、特に教育委員会の方から結構強く言われまして、子どもたちに知らせるにはやっぱり学校教育ですよ。学校教育でやるためには学習指導要領に準拠した副読本を用意する必要がありますという話を頂いて、東京経済大学の私のゼミと西東京市が協働で副読本をつくりました。まずは子どもの権利擁護委員がそれを使って学校に行つて、ほぼほぼ全ての小学校に、小学校6年生向けの副読本なので、小学校に全部行っているのではないかな。私も幾つもそれで授業をしてきました。</p> <p>副読本をつくったら、今度、教育委員会の方が言うには、「副読本はいいのだけれども、権利擁護委員ではなくて、先生たちが授業をやるためには指導書が必要です」と言われて、その次の年、私はゼミの学生と教育委員会と一緒に指導書づくりをしました。学校の統括指導主事の方が非常に熱心にそういうふうに言われて、なるほどなと思って、子どもたちの前で授業することも結構しょっちゅうやっていて、今日の条例の話などはその一端をパワーポイントにしたものです。</p> <p>その意味では、例えば年号を覚えるように「これです」と子どもたちに教えるよりは、いろいろな事例の中から気がつくだとか、自分にはこういう権利があるという啓発が結構重要で、条例がそのきっかけになっていくといいのかなと。逆に言えば、条例ができたからこそ西東京市は</p>

	<p>そういうことをやってきたわけです。なので、条例に基づいてそういうことができるということ。</p> <p>それから、日本の相談・救済機関というのは、相談・救済と制度改善は意識しているのですが、私が見るところこの普及啓発がいま一つなのです。所によっては広報・啓発と言って、相談機関があることを知らせることに注力しているのだけれども、一方で、子どもに自分たちに権利があるのだということを普及啓発していくことはとても大事だと思っています。中野区子どもオンブズマンで今もやっていますけれども、来年度以降も展開していきましょうという話をしているところです。</p> <p>ちなみに、先ほどアイルランドに行ったという話もしましたし、あとスコットランドも見ているのですが、子どもオンブズマンとか、子どもコミッショナーは、むしろ子どもの権利の普及・啓発活動がとても活発です。要するに、いろいろな形で子どもたちを集めてワークショップをやりながら、あるいは子どもたちから助言を受けながらいろいろなを進めていくということをやっている、その意味ではそういう活動はとても大事だと思っています。</p> <p>あと、スコットランドのブルースさんという子どもコミッショナーですけれども、彼に聞くと「自分の仕事は子どもたちと遊ぶことです」と言っているんですね。大人の都合で聞きに行くというよりは、子どもたちが意見を持っていて、意見を言いたいというところに大人が出かけていって意見を聞く。そういう場面をつくっていくことがとても大事なかなと思ったりしています。なので、おっしゃるとおり、子どもに権利の普及啓発をするというのは何よりも大事で、それをいろいろな形で工夫できるのも条例の1つの意味かなと思っています。</p>
増田委員	<p>全く同感なのですが、それにつけ加えて、養育者もその子どもの権利を知ってもらう必要があるかと思います。特に家庭の中で子どもだけが権利を知っていて、親が知らないと、子どものくせに何を言っているのということにもなりますので、保護者に対する普及活動にもぜひ力を入れていきたいところだと思います。</p> <p>あとは、子どもに権利を知ってもらうことのメリットとして、頂いた資料で読んだのですが、たしか高円寺学園での子どもたちの資料の中にもありましたが、あれは恐らく職員の方が子どもの権利についてお話をした後に、子どもからいろいろな気づきについてまとめたものだと思うのですが、子どもたちのフィードバックは本当にすばらしくて、そういう権利があるということを知って、自分は自分の意見を持つ必要性ですとか、そこに子どもたちの気づきがあるんですね。そういうことでしたら、条例ができるのを待つ必要もないのかなと。子どもたち、また、保護者への普及活動というのは、今すぐにでも目標として掲げてもいいのかなと考えております。</p>
野村会長	<p>暴力を使わないポジティブ・ディシプリン（肯定的なしつけ）と言ったりもしていると思いますが、暴力・暴言を使わない子育ての在り方というのもとても大事だろうし、あと、私の友人の弁護士が言っていたのは、学校の中でいじめ予防授業をするに当たって、子どもたちの前でもやるのだけれども、保護者の前でもお話をすることがある。そうすると、子どもたちがいろいろなことをよく知っていると同時に、保護者がよく知っていることによって、非常にスムーズにいろいろなことが解決されていくという話もされてきましたので、その意味ではとても大</p>

	<p>事なことかなとお話を聞いていて思いました。ありがとうございました。</p> <p>ほかにいかがでしょうか。今は割とフリートークなので、どういう条例にしていくのかということは、この先、結構細かなところで出てくると思うので、またそのときにご意見をいろいろお聞かせいただければと思います。</p> <p>多分、今日が終わって3回目ぐらいは、いろいろな子どもの現場を見る必要があるかなという話を事務局などともして、その後ぐらいに、少ない人数のワーキンググループで案文を審議会の場に提案して、皆さんでご議論していくという作業を年度内から年度明けぐらいにやっていくといいのではないかなと思っています。その際にもっと細かい話になってくると思いますので、いろいろご意見をお聞かせいただければと思います。なので、「条例のかたち」というのはそのぐらいで大丈夫ですか。</p> <p>ということで、議題の次、今ちょうどお話が出たところと関係がありますけれども、「子どもからの意見聴取の取組・内容について」ということで、これは事務局からまずご説明があると思いますので、よろしくお願いたします。</p>
子ども政策担当課長	<p>その前に、鈴木課長が到着しましたので、先ほどの資料4についての説明からお願いできればと思います。</p>
済美教育センター教育相談担当課長	<p>遅くなりまして申し訳ありません。教育相談担当課長の鈴木でございます。私からは、基礎資料のいじめと不登校というところで、ご説明を簡単にさせていただきます。</p> <p>いじめと不登校の数がグラフでまとめられておりますが、教育委員会を出している、最後の資料3、調査報告を見ていただくと、その数字のことですとか、また、その数字に対する捉え方ですとか、教育委員会の今後の対応等が書かれておりますので、そこが説明としては分かりやすいかなと思いますので、そちらを御覧ください。</p> <p>いじめにつきましては、令和4年度を見ていただくと、数としては認知件数が前年度を含めて増えております。ただ、ここの増えたことが問題かというわけではございません。その認知があることによってしっかり対応できるという、早期の部分も含めて認知度が高まった、まずはそういうふうにつけております。大事なのはそうやって、いじめは学校の生活の中で全くないものではなく、起こり得るものとしてつけておりますので、そういう意味では学校がしっかりと認知している表れとつけております。</p> <p>とはいっても、いじめにどう対応するかというところで、主な対応として書かれてあるようなことで対応しておりますが、やはり未然防止。あと、今お伝えしたように、早期対応を組織的に行うことが重要で、学級担任任せではなくて、学校全体で気づきと対応をしていくといった組織対応を進めているということが書いてございます。</p> <p>裏面を見ていただくと、不登校でございます。遅れた言い訳ではないのですけれども、今遅れたのは不登校支援についての打合せで遅れてしまいました。大変申し訳ありません。</p> <p>不登校につきましては、数としてはこの表のように、前年度とその前からの比較ですと、令和4年度は増えております。先ほどの折れ線グラフ等を見ていただくと、その増え方の割合も高まっている状況でございます。</p>

	<p>ここで1つ確認したいのは、不登校は問題行動ではないというところです。それについては、平成28年度「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（教育機会確保法）」が改正されまして、その法律の前まで問題行動としていたときは、言葉として登校拒否という言葉を使っていたと思うのですが、そこから大きく転換して、学校に復帰させることが対応の目的でしたが、そうではないということが教育機会確保法の制定に伴って確認されました。不登校は誰にでも起こり得ることであり、問題行動ではなく、学校に登校することのみを目的にせず、一人一人に合った教育機会を確保し、社会的自立に資することが重要といったことが法の整備によって大きく転換し、そういった転換の下、また、コロナ禍とか、ライフスタイルの変化や社会の急激な変化、それから人々の価値観等の多様化も背景に不登校が増加しているかと思っております。</p> <p>ただ、本当に不登校は様々な要因で、児童・生徒の状態像ですので、背景にあるものを丁寧に見取って、子どもたちが多様な学びの中で社会的な自立に向けていけるように、そういったことを考えていかないといけないというところで、資料の「今後の主な対応」についても、多様な学びに対応できる支援を進めているということが書いてございます。雑駁ですが、以上でございます。</p>
野村会長	<p>ありがとうございました。何かご質問はありますか。よろしいですか。</p> <p>以上、ご説明いただいたものも杉並区の基礎資料として付け加えていきたいと思っております。今後、議論する際の資料になると思っておりますので、皆さん、綴っておいていただければと思います。</p> <p>それでは、「子どもからの意見聴取の取組・内容について」ということで、よろしく願いいたします。</p>
子ども政策担当課長	<p>それでは、次第の（3）についてご説明させていただきます。</p> <p>資料8をまずお手元にご用意いただければと思います。</p> <p>「子どもからの意見聴取の取組・内容について」の1から7までをまとめてご報告させていただきます。その後にご意見ですとか、ご要望を頂ければと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>まず1点目「高円寺学園中等部意見交換会の実施報告」でございます。</p> <p>これは、前回、こういう取組を行いましたと口頭でお話をさせていただいたかと思うのですが、その後に掲載した教育委員会のホームページ記事や、当日、生徒の皆さんから出していただいたご意見を学校からご提供いただきまして、資料8の参考資料1から3として今日ご配付させていただきました。</p> <p>意見交換会当日は、資料8の2ページのとおり子どもたちに対して「子どもの人権は守られているか」のアンケートを取ったり、その後に個人ワークと各グループに分かれて、様々な意見を出していただいたところでございます。</p> <p>アンケートの結果につきましてはこの資料に記載のとおりこういった結果が出ているところです。</p> <p>資料8の参考資料1を御覧いただければと思うのですが、こちらで写真をつけましてご紹介しています。当日は、冒頭に、担当の先生からいろいろお話をさせていただいた後、区役所の取組ということで、子どもの権利に関する条例制定を見据えて検討を進めていることや、教育ビジョン2022についてお伝えした上で、私も職員も一緒に入らせていただ</p>

いたところではあるのですが、各グループに分かれて子どもたちから様々ご意見を頂きました。

そのときのご意見、生徒さん個人の考えがこの資料8の参考資料2になります。杉並区は子どもの権利に関する条例制定を見据えた取組みをやっていますよというところで、学校が授業の一環として取り組んでいたのですけれども、実際、その条例が仮にあったとすれば、自分たちはどういうことが入っていたらいいかということで出していたご意見になります。それが「盛り込むべき内容」と「その理由」ということで、生徒さん個人個人がお書きくださったものになります。中身につきましては後ほどご確認いただければと思います。

その後、最終的に振り返りも行いまして、改めて生徒さんお一人ずつから今回の取組で、どういうことを感じられたのかということで頂いたのが参考資料3になります。こういったように様々ご意見を頂きながら、当日、いろいろ子どもたちと交流をしたところでございます。

2点目「中高校生世代ワークショップの実施報告」でございます。こちらも前回の審議会で、実は一昨日行いましたということでお話をさせていただいたと思うのですが、取り組んだ内容を実施報告書としてまとめさせていただきましたので、資料8参考資料4を御覧いただければと思います。

詳細につきましては後ほどお読みいただければと思うのですが、全体の流れと当日の様子をちょっとご説明させていただきます。実は参加された15人の子どもたちは、会ったのがこの日初めてでしたので、緊張をほぐすため、自分が呼ばれたい名前で名札をつけていただいて、それからワークショップのルールを確認しました。

実はなかなかおもしろかったのが、区長挨拶の後に行ったアイスブレイクなのですけれども、一切言葉を発さずに、1月1日から12月31日まで誕生日の順番にみんなで並びましょうというもので、自分たちの意思をジェスチャーで伝え何回でそろうかというのをやったのですが、実は1回でビタッとそろいました。そこで大分打ち解けて、子どもたちがいろいろな意見を出してくださったという流れになりました。

その後、おめくりいただきますと、3ページからがワークショップの報告です。テーマは「コロナ禍と子どもの権利」で、コロナ禍で具体的にどんなことを感じていたのかということ子どもたちから様々意見を出していただきました。その後、子どもの権利の視点からコロナ禍を考えたり、杉並区でも子どもの意見を大切にしながら一緒に考えていきたい、ということをお伝えしました。その上で、「杉並区に伝えたいこと」をグループで考え、最後、子ども家庭部長と自分がそれを受け止めるということで、子どもたちお一人お一人から私たちはこんなことを考えているのです、こんなことを希望しているのです、ぜひ実現してくださいということを伺いまして、終了したという流れになっております。

こちらの取組が非常に今後につながると思いましたが、こういった子どもたちのつながりを今後も大切にしていきたいということで、後ほどご報告させていただく子どもワークショップの開催につなげていきたいと考えております。

続きまして3点目「子ども日本語教室（小学生）での意見聴取の実施報告」でございます。こちらの資料はないのですけれども、昨日行った取組です。増田委員はよくご存じかと思うのですけれども、小学生と中学生に分かれて、いわゆる外国にルーツのあるお子さんたちの日本語教

室ということで、杉並区交流協会、済美教育センター、文化・交流課が協力して、取組を行っております。今回は小学生ということで、教室の始まる前の時間を使わせていただいて、4人のお子さんたちから感じていること、思っていること、ふだんの生活、学校生活、いろいろなことを聞かせていただきました。

私も遠巻きに聞いていたのですけれども、自分の生活の中でも、学校生活、特に勉強をすごくやりたいという子ですとか、本当にいろいろなことを考えているのだな、感じているのだなと思った次第です。今後、実施報告書を作成する予定でおりますので、出来上がりましたら改めてご報告をさせていただきますと思います。

次に、4点目「子どもワークショップの開催について」になります。先ほど申しあげました中高生世代のワークショップは私どもで取り組んでみようということで企画をして、初めて実施した単発の取組だったのですが、

子どもたちのつながりも生まれましたし、今後、継続的に取り組んでいったほうがいいのか、発展的に続けていこうということで、資料8の参考資料5のとおり11月以降、年度内にかけて、4回のシリーズで子どもたちに集まっていたいて、いろいろ考えていることを聞いていこうと企画したものです。

テーマとしましては、「子どもの権利について知り、もっといい杉並にしていこう」「杉並をデザインしていこう」というテーマで取り組んでいきたいと考えております。資料8の4ページにその他概要も記載しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

続きまして、次が5点目「すぎなみフェスタへの出展について」でございます。ご存じの方も多と思うのですが、本区では、11月の最初の土曜日、日曜日に、区内の桃井原っぱ公園というところで、実行委員会形式ですぎなみフェスタというイベントを開催しております。区の中ではかなり大きなイベントで、杉並の農産物ですとか、企業のPRですとか、杉並のよさ、魅力を発信するために区をはじめ様々な会社、団体などの皆さんがテントのブースを出して周知をしています。飲食テントももちろんあります。そのイベントに今回、私ども子ども政策担当がブースを出しまして、大人も子どもも含めて来られた方に、いろいろな意見を聞いてみようというものです。それに併せて、私どものやっている取組も周知してまいります。

これについては後ほど皆様方からご意見を頂きたいと思うのですが、ここで当日、こんな杉並だったらいいなみたいなことについて、皆さん、どんなことをお考えですかということをしていろいろとご意見をいただくとともに、イベントが2日間なので、そのときに区のホームページ等を通じて、継続して意見を集めていきたいと考えております。

その際に、どういったテーマでやるのがいいのか、皆様に今日ご意見をいただければと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

6点目「区立小学校における出前授業形式での意見交換会について」でございます。前回の小学校における意見交換会について、今後、幾つかの学校から手が挙がっているというお知らせをさせていただきました。各々の学校と、どういった形で意見を聴取していくのかがいいか相談しておりますが、記載の永福小学校と松庵小学校の2校は、子どもの権利について理解を深めた上で意見交換を行う出前授業形式がいいので

	<p>はないかと考えております。</p> <p>今後、学校とは詳細を詰めていきたいと思うのですが、状況によりましてはご参加いただけるような時間も取れればと考えておりますので、前もってアナウンスをさせていただいた次第です。</p> <p>最後になりますが、7点目「その他、引き続き検討が必要な取組について」ということで、記載のとおり、まだ検討が必要な取組がございます。その他に、意見を聞いたほうがいい子どもたちですとか、こういった取組をやってほしいなというのがございましたら、ぜひこの場でご意見を頂ければ参考にさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。</p>
野村会長	<p>この間の子どもワークショップのお話であるとか、今後の予定についてお聞きしていただきました。</p> <p>この資料8の参考資料4の「コロナ禍と子どもの権利」のワークショップに、私も「のむさん」という形で参加していました。アイスブレイクのところで、しゃべらずに誕生日順に並ぶというのをやりましたけれども、何と1月1日誕生日と12月31日誕生日がいて、自信を持って後ろにいるから、何をやっているのかなと思ったら、12月31日生まれだったという、それも発見したときには大笑いでしたけれども、楽しくやらせていただきました。</p> <p>子どもたちからもたくさん意見が出て、部長、課長が並ぶ中、子どもたちからの意見は結構厳しいものでしたよね。こういうものを希望していますといういろいろな希望と同時に、全員が早くやってくださいと。いかに行政が早くやらないかということを感じているかのごとく、全員がそれを言っていたように思います。</p> <p>子どもたちが自由に意見を言えて、いろいろな意見交換ができて、そういうものから参加の契機が生まれてくるので、むしろこちらが「これを聞きたいけれども、どう？」というのはほとんど子どもからお話をもらえなかったりするもので、そういう仕組みを併せてつくっていくことと、これを条例の審議にもうまくリンクさせていければいいかなと思ったりもしています。</p> <p>今後の取組の中で先ほどあったのは、11月のすぎなみフェスタのときにどんなことを聞いたらいいのかということです。ちなみに、私は西東京市で子どもの権利擁護員をやっていたときに、西東京市のお祭りでもやっぱりこれをやったのですね。いこいの森公園という公園があって、そこでいろいろなブースが出ている中で1個設けました。子どもはいろいろなものに行ったりするので、あまり深く考えずに、パッとできるものが多分いいのだらうと思います。</p> <p>例えば「大人に言いたいこと」とか、「自分の夢」とか、あるいは「杉並区をこうしたい」とか、何か1行ぐらいで提起できるもので、どれでもいいから、あるいは複数でもいいので書いてくださいというのがいいのかなと思いました。ちなみに、西東京市のホームページのどこかに、いこいの森公園で子どもたちの意見が出てきたものを分類して、全部紹介してあるページがあったように思います。意見をもらったのだけでも、分類してみると結構貴重な意見もあつたりしたので、これは集約して公表したほうがいいのかというので公表したのですけれども、ふだん子どもたちが考えていることをうまく聞ければいいかなと思います。</p> <p>どうでしょう。こんなことを聞いたらどうかというアイデアがありますかというご提案でしたけれども。</p>

田村委員	1点質問なのですがすけれども、すぎなみフェスタに参加したことがないので、参加される子どもの年代というのは大体どのあたりが多いのでしょうか。それとも幅広く参加されますでしょうか。
子ども政策担当課長	自分の体感でいきますと、かなり幅広いと思います。以前はヒーローショーがあって、かなり年少のお子さんがお父さん、お母さんと一緒に来たりしていました。今回、ヒーローショーはないようですが子どもたちの楽器の演奏などがあると、友達が来たりということもありますし、飲食のブースも結構出るので縁日みたいな感覚で小・中学生も結構来たりということも見受けられますので、年代的にはかなり幅広く来られているという印象です。
田村委員	ありがとうございます。その上で、私からはテーマとして、先ほどご説明いただいた「権利条例のかたち」の中でキーワードとしてありました、「子どもにやさしいまちってどんなまち？」というのを、テーマが複数あるかもしれないのですがすけれども、1つ入れていただけないかなというのをご提案させていただきます。
野村会長	ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。 「意見を書いてグッズをもらおう」みたいな、大したグッズでないとと思うのですがすけれども、でも、西東京市では結構子どもたちは喜びました。ばんそうこうでも喜んでもらって。選べただけけれども、消しゴムは要らないとか、意外とばんそうこうが人気が高くて。大人だったら定規がいいかなと思うのだけれども、定規は要らない、ばんそうこうがいいと言って、結構ばんそうこうの人気がありました。そんなにけがをするのかと思いましたけれども。意外なものが人気だったりもするので、「意見を書いてグッズをもらおう」みたいな、あまり誇大広告にならない範囲で。
子ども政策担当課長	ノベルティも用意したいと考えています。
野村会長	ほかにいかがでしょうか。 今の意見を加えていただいて、あまりたくさん質問にならないように。どれか選択して書いてもらってもいいし、複数書いてもらってもいいということでよろしいかなと思います。 それから、次がもう1つありましたよね。
子ども政策担当課長	今後の取組について何か委員の皆様からご要望がございましたらお願いします。
野村会長	今日、条例のイメージを皆さんで話し合いができてきたのかなとは思いますがすけれども、細かい条例の条文はもう少し後に送って、まず、子どものいる現場を見に行けたらいいかなと思っています。ただ、この人数でゾロゾロ行っても……。 この人数でゾロゾロ行くという経験が私はあるのです。東京都の青少年問題協議会というのを何十年も前にやったことがあって、繁華街のテレクラとかそういうのを、警視庁のご案内で見に行ったことがあるのですがすけれども、恥ずかしかったですね。 そういうのではなくて、幾つか訪問先というか、見る先を決めて、多分こんな時間だと無理なので、平日の適切な時間にセットしていただいて、行ける人がそこに行く。3～4人とか、4～5人ぐらいで1つのところを見ていただいて、説明を聞いたり、質問したりして、それをその次の会議のときにこんな様子でしたとご報告いただくのはどうでしょう。そういう意味では、関係のところも多分あると思うので、こういう

	<p>ところを見たほうが良いというのを出示していただければと思います。</p> <p>今、見たほうが良いと思っているのは、特別支援学校だとか、養護施設、障害児施設、あと病児保育のところ、あるいは子ども食堂なんているのがパッと思い浮かびますけれども、こういうところをぜひというのがあれば、何かご提案いただければと思います。あと、ゆう杉並ですかね。子どもの居場所でしょうか。</p> <p>今でなくてもいいので、事務局に寄せていただいて、思い出したときに出していただいて、うまくそれがセットできるかどうか分かりませんが、複数、曜日と候補日を挙げていただいて、行けるとところに行く。決して多人数でなくても、2～3人、4～5人ぐらいが集まれば行くと。見てきたところについてはいろいろご紹介いただくという形で、現場を見られればと思います。</p> <p>これはそれぞれこんなところがありますというのをご紹介いただければいいと思います。</p>
増田委員	<p>取組への要望なのですけれども、まず、様々な取組、ありがとうございます。私自身が関わっています子ども日本語教室ですが、外国にルーツがある子どもたち、こちらは小学生だったようですが、実は中学生がより様々な複雑な問題を抱えているのですね。例えば受験が1つありますし、また、貧困の問題もありまして、外国にルーツを持つ中学生の子どもたちの中には修学旅行に参加できないような状況があります。ですから、もし時間が許せば、中学生の教室でもヒアリングをしていただければと思います。</p>
子ども政策担当課長	<p>今、事務局で中学生教室の担当所管と実施に向けて調整をしておりますので、また周知をさせていただきます。</p>
佐野委員	<p>子どもたちからの意見聴取のところ、条例をつくるときにぜひ子どもたちの言葉が入っているような前文を入れていただきたいなと思います。ワークショップで練り上げるのか、全て子どもに任すのはなかなか無理だと思うので、ぜひ子どもたちが大切にしていた言葉をもう少しきちんとした形で仕上げられるといいなというのが1点です。</p> <p>あと、意見聴取をするときにA Iとかを使いながら、一つ一つ意見を見ていくのはすごく大変だと思うのですが、どんな言葉を子どもたちが大切にしているのか、そういうのを打ち込んでもらったほうが、何か見えて分かるみたいなものも有効なのではないかと思っています。</p>
野村会長	<p>ありがとうございます。テレビなんかで、よく使われる言葉が大きくなるのか、確かに視覚的にそうですね。あと、子どもたちと前文作成ワークショップなんてどこかでやった記憶もあるし、できればいいですよ。</p>
板垣委員	<p>今の佐野校長先生の話に続いてのことなのですが、子どもの意見を取り入れるときに、例えば今、杉中P協のセミナーもチラシよりデータとか、データがないところは紙で配って、そこにQRコードを載せて視聴してもらったり、そこからアンケートを取るという形をやるようとしているのです。そうすると、見たい人がいつでも、どこからでも自主的に見られる。</p> <p>そうすると、たくさんの子がそれに参加するかどうかは別としても、そのチラシを見てちょっとユーチューブを視聴してみようかという形で、そこで野村先生が楽しくおしゃべりしているのか、そういうのを見て、こういうことを言っているのだと分かったり、ついでにアンケートに回答しようかという感じで、同じくチラシのQRコードで意見を言</p>

	<p>ってみようみたいな感じで読み取って、今言っていたような言葉を並べてその他をつくってもいいし、どういった形で取るかはまた別の内容になると思うのですけれども、そういった形でも意見を取れるのかなと思いました。その場合、P協の連絡網を使って、チラシと同じように各校に送ることは可能です。</p>
野村会長	<p>ありがとうございます。いろいろアイデアが出てきますね。集約していただいて、できるものをなるべくたくさんやっていければと思います。</p>
曾山委員	<p>いろいろな意見聴取の取組をされようとしていること、本当にありがたいなと思います。</p> <p>何点か気になったことで、ここを工夫していただけたらなと思ったことがあったのです。資料8の参考資料5、子どもワークショップの「参加者募集」というところなのですが、私は今、小学校6年生の子どもと、子どもという年ではないのですが大学2年生の子どもがおりまして、私の子どもや周りの子どもたちを考えたときに、「子どもの権利」と見たとき、自分とは関係のない言葉だなと何となく思ってしまうのではないかと思うのですね。</p> <p>「子どもの権利を知って一緒に考えよう！」というのはすごく仰々しいイメージがありまして、例えば「子どもの気持ちを教えて」とか、さっきすぎなみフェスタのところでもお話がありましたけれども、「杉並を子どもにやさしいまちにするにはどうしたらいいか」なんていうような、もうちょっと子どもに分かりやすい表現を使ってもらえると非常にありがたいし、子どもにとって興味を持ちやすいのではないのかなと感じました。ということが1つ気になったところ。</p> <p>あと、資料8の7番、「その他、引き続き検討が必要な取組について」というところで、その手法ということもあるのですが、実際に行ったりはすごく難しいとは思いますが、就学援助を受けている世帯の子どもに何かしらアンケートとか、ヒアリングは直接は難しいと思うので、何かお手紙を出して、今どんなことに困っているのかということをお尋ねできるような仕組みがあるといいなと感じました。</p> <p>今、杉並区内で就学援助の割合がどのくらいあるのか私のほうで把握できてはいないので、例えば就学援助を受けている世帯の子どもたちと、杉並区内の小学校でも中学受験の割合がすごく多いというお話もあります。そんな中で、教育格差がどんどん開いていってしまって、子どもたちが苦しい思いをしているようなことはないのかなと心配になったところがありました。なので、そちらのことも併せて検討いただけたらいいなと思います。対面ではなく、就学援助の世帯は多分知られたくないと思いますので、お手紙のような形で何かしら工夫していただけたらと思います。</p> <p>あと、これは個人的になのですが、実施スケジュールが後ろに書いてありまして、6番の出前授業形式での意見交換会は見学ができるのかなと思うのですが、そこに載っていない10月5日の天沼小の意見交換会が私が行けそうだなと思っているので、もし見学したりということがかなうのであればと思ったのですが。多分皆さんも小学校の授業を見に行きたいと思う方もいらっしゃるのかなと思うのですが、そのあたりはいかがでしょうか。</p>
子ども政策担当課長	<p>ご意見ありがとうございます。まず、天沼小の意見交換会について今確認しましたら、大丈夫だそうなので、そこはまた別途、皆様方にアナ</p>

	<p>ウンスをさせていただきます。日時が決まっているところもありますので、そこが合えばということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>それから、最初の資料8の参考資料5、ご指摘ありがとうございます。正直申し上げまして、これは会長にお見せしたときにまるっきり同じことを言われまして、そこは皆さん同じなのだなど。すみません、私どものちょっと至らなかつたところかなと。今後、ホームページですとか、様々周知媒体がありますので、そこには変更して対応したいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>先ほどの就学援助の件、今後どういった形で子どもたちに聞いていけるかというのは、所管課にも伝えた上で1つの参考にさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。</p>
野村会長	まず、就学援助の統計的なものももし分かれば。
子ども政策担当課長	口頭で手元の資料を読み上げさせていただきます。小・中学校の就学援助、小学校がの最新令和4年度で認定率が9.3%。過去に遡っていきますと、若干過去のほうが高く、29年度は14%なのですが、ほぼ例年1%ずつ減って行って、令和4年度は9.3%という数字になっています。中学校が若干高く、29年度が23.6%。これが年度ごとにちょっとずつ減って行って、令和4年度が17.8%。小学校に比べると中学校のほうがやっぱり高いと。そこに先ほど委員がおっしゃられたような背景があるのかというのは、ここから推測でいろいろ考えられるところはあるとは思ひますのですけれども、そのような実態にはなっております。
野村会長	「子どもの権利を知って一緒に考えよう」というより、「子どもにやさしい杉並をデザインしよう」とか、そういうほうが子どもがわくわくするのではないかなという話をしてしています。広報では変えられないので、チラシとかホームページではいろいろ工夫をするという、そんな打合せはしています。
向井委員	今のチラシに関連してです。いろいろなお子さんに参加していただきたいということのメッセージとして、前回も申し上げたのですけれども、例えば聾のお子さんだとか、意思疎通の支援が必要な方たちにも参加できるような準備があるよということ、意思疎通支援があるよみたいなことを一言入れてはどうかなと思ひました。ちょうど「10月31日」の横にいい感じのスペースがありますので、この辺りに。こちらの姿勢が示せるところには毎回ススッと入れていくのもいいのかなと思ひました。
野村会長	貴重な意見、ありがとうございます。 ほかにかがでしょうか。
新藤副会長	先ほどの曾山委員のこととも重なるのですけれども、貧困状態のお子さんについて意見を聞くのはとても大事かなと思ひたのですが、杉並区でも学習支援事業、福祉事務所で生活困窮者自立支援法に基づいたものを行っていらつしゃると思ひますので、例えばそこに来ているお子さん、受験を控えている中学生が多いかと思ひますけれども、そういった子どもたちが日常的に学習支援で集まっているところに出向いていくというのも大切なのかなと思ひました。
野村会長	ありがとうございます。そろそろ8時半に近づきましたので……。どうぞ。
田村委員	先ほど意見交換会の傍聴については確認をさせていただいたのですけれども、子どもワークショップも傍聴が可能なのかどうかということ、皆さんで押しかけてしまうと子どもがプレッシャーになるかもしれ

	ないので、例えばオンラインで委員だけでも傍聴できないかということをお伺いしたかったのと、あと、ユーチューブの話が出たので、もし広報でユーチューブを作られるようなお考えがあるのでしたら、子どもにどのようなものが響くか、ぜひ子どもに意見を聞いていただきたいなと思います。
野村会長	ワークショップの見学はちょっと待っていただいたほうがいいかなと思います。やっぱり大人がたくさんいるとなかなかあれなので。東京都でハンドブックのワークショップをやったときは、子ども秘密会議とかいうので、大人はファシリテーター以外ほぼほぼほぼいない状態でやりました。ただ、カメラを入れて別のところで見るとはやってはしていました。ただ、秘密会議といっても、全く秘密ではいけないので、どういうことをやっているのかということでは知らせていく必要があるので、最終的にはメイキング映像を作ったりもしたのです。 やり方は工夫させていただいて、子どもたちが自由に意見を出せるような場にできればなど。いずれ条例のところ、ひょっとしたらこのメンバーとセッションをすることもあるかもしれないので、相談させていただいて、またご提案できればと思います。ありがとうございました。
板垣委員	確認させてもらいたいのですが、このワークショップは4回あって、これは同じ人が4回出るといことですね。そうすると、15人というのは、その15人が4回出て、結果を決める。もし申込みがすごくあった場合は、やっぱり15人限定になってしまうのでしょうか。
野村会長	少なかったら？
板垣委員	多くなってしまったら。
野村会長	多くなったら。どうでしょうね。15人も来たら大喜びですね。この間の状況からすると。
子ども政策担当課長	正直申し上げまして、前回の取組が本当に何人来るのかと私もちょっと心配していたのですが、15～16人集まって。逆にそうなる、例えば4人の班が4つできて、結構いい感じで皆さん回るといいますか、意見が出し合えたんですね。そのイメージで今回もこの人数にしたのです。 ただ、そうはいっても、おっしゃるとおり、増えてしまう可能性も一方ではあるので、実際、子どもたちがストレスなく意見を出せる場は何人ぐらいが適正なのかというのは考えさせていただいて、あまりこれが50だ、60だというわけにはいかないと思うのですが、その辺りはまた考えて対応したいと思っています。
板垣委員	実は杉中P協のネットワークで会員の皆様にチラシを流すという話があって、目に触れるのが多くなると、もしかしたら今までよりもずっと認知が増えて、増えてしまったらどうするのだろうかという心配がありましたので。以上です。
子ども政策担当課長	その点は改めて個別に相談させていただいてという形でお願いできればと思います。
野村会長	でも、宣伝していただくのはしていただいて。
子ども政策担当課長	それはぜひ逆をお願いしたいなと思います。
野村会長	この間のワークショップのときには最初は7名で、「7名か」という話をしていたら16名まで増えて。そこまでいくと、いけるなという感じだったので。こちらが宣伝して、来るだろうと思うところがなかなか来な

	<p>かったりするので、宣伝はどんどんしていきたいなと思います。ありがとうございました。</p>
谷村委員	<p>いろいろな意見聴取をされていて、高円寺学園の子どもたちの声とも聞いて、当事者というか、子どものことは子どもが一番分かっている、子どもは自分たちのことの専門家だなとすごく見ていて感じました。</p> <p>理想論ではあるのですけれども、こういうワークショップに来られたりする子どもたちはすごく恵まれた子どもたちだなと思います。例えば私は子どものとき野球をずっとやっていて、こういうのに興味があったのですけれども、部活があるから絶対行けないなとすごく思いましたし、そういう子がうちのボランティアによく来ていたりします。</p> <p>学校にいる時間というのは、比較的多くの子どもたちが平等に何かしらに関われる時間帯なのではないかと思っています。幾つかの学校では既に取組をされていると思うのですけれども、ほかの学校のほうがたまたま興味があって見たときに、「うちの学校は来てくれないのだな」と思うこともあるのではないかなと思います。</p> <p>あとは、行ったときに意見が出せる人というのは、すごく恵まれた子、意見を持っている人で、何かチラシで配られたときにすぐに意見を出せる人というの、すごく環境がよかったり、意識が高い状態にいられる周囲があったりしたのだと思うのですね。なので、条例ができてから周知ができるという話もあったのですけれども、まずは意見が言える状態、子どもたちに学ぶ機会を与える必要もあると思いますし、その条例づくりに自分たちが関わったのだという体験を持つことが、将来、大人になって杉並区を担っていく段階で、主権者教育ではないのですけれども、意識を持って、自分たちの子どもに子ども条例は大事なのだということ伝えていくであるとか、地域社会に参画していくことが大事だということが代々伝わっていくと思います。</p> <p>条例づくりにどれだけ多くの杉並の子どもたちが関わったのかというのは、条例ができてからではなくて、つくるところにどれだけ関わったかというのはすごく重要なのではないかと個人的には感じています。なので、すごくいろいろなことをやっていただいて、予算も限られた中で努力していただいていると思うのですけれども、やっぱり足りないのではないかというか、もっと多くの学校でできないのかなとすごく思った次第です。理想的な話ですが。</p>
野村会長	<p>ちなみに、中野区なんかではこういう企画とは別に、委員がそれぞれ学校に行って意見聴取をするということも結構波状的にやっていました。それはもちろん区の企画もありますけれども、我々の企画力でもあるので、もう少し条例の中身の議論が深まっていったところで、いろいろとアイデアを出し合えればと思います。</p> <p>それと、条例ができてからという話ではなくて、条例ができる前から子どもたちが意見を言える場をつくっていこうという、この核になるのがこのワークショップと位置づけていて、ほかの自治体ではこういうものがなかなか先行できていないというのがあるので、それをできれば位置づけられていければと思います。</p> <p>あと、意見を言えないとか、意見を言いにくい子どもたちから話を聞くというのはご指摘のとおりとても大事なことなので、そういうところにもこの審議会としては配慮していければいいかなと思います。どうもありがとうございます。</p> <p>よろしいですかね。大体8時半少し回りましたけれども、おおむね今</p>

	<p>日の議題を終えたように思います。今後の進め方はいろいろなところを見に行くということで、次の会議をどうするのかということは、また日程調整させていただいて、ご案内できればと思います。ということで、よろしいですか。</p>
子ども政策担当課長	<p>そうしましたら、今後の日程、進め方のところなのですが、今、会長からお話がありましたとおり、次の回は何回かに分けてになると思うのですが、視察といいますか、区内のいろいろな場所を見に行くことを考えたいと思います。その後、またもう一度こういった形で集まって、そのときに報告を共有するという形を考えております。日程等々につきましてはまた改めて事務局からご提示をさせていただきますので、それに対してご連絡を頂ければと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>最後に1つだけ周知を。黄色い紙が机の上に2枚あったかと思うのですが、1枚目、所管の三浦課長からご説明をさせていただきます。</p>
子ども家庭支援課長	<p>少しお時間を頂いて、講演会のご案内をさせていただきます。</p> <p>毎年、児童虐待防止月間、11月なのでありますが、こういった時期に子どもや子育ての講演会をして、改めて区民の方に子どものことを考えていただく機会にしております。</p> <p>今年度はこども家庭庁もできましたので、「こどもまんがってどういこと？」ということで、特別養子縁組でお子さんを育てている演者に来ていただいて講演会をすることとなっております。もしご興味がある方は、10月3日から受付開始となりますので、お申込みを頂ければということでご案内をさせていただきます。以上です。</p>
野村会長	<p>ありがとうございます。あと、すぎなみフェスタのほうももし足を運んでいただける方があれば、都合のいい時間に適宜足を運んでいただければと思います。</p>
子ども政策担当課長	<p>すぎなみフェスタは11月4日、5日とあるのですが、4日の土曜日のほうになりますので、もしご都合がつく方がいらっしゃいましたら、ぜひ寄っていただければと思います。</p> <p>もう1枚、こちらのカラー刷りの黄色いほうなのですが、これは主催がこどもと笑顔withさん、後援を杉並区と杉並区の教育委員会が行っております。「杉並つながるミーティング2023冬」ということで、区も後援している事業ですので、ご案内を置かせていただきました。ぜひ御覧ください。以上です。</p>
野村会長	<p>それでは、8時半を少し回ってしまいましたけれども、これで終わりたいと思います。今日は皆さん、どうもありがとうございました。ご苦労さまでした。</p>